

○ふくおか県央環境広域施設組合職員の
営利企業等の従事制限に関する規則

〔 令和5年8月10日 〕
〔 規則第3号 〕

ふくおか県央環境広域施設組合職員の営利企業等の従事制限については、別に定めるもののほか、飯塚市職員の例による。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。